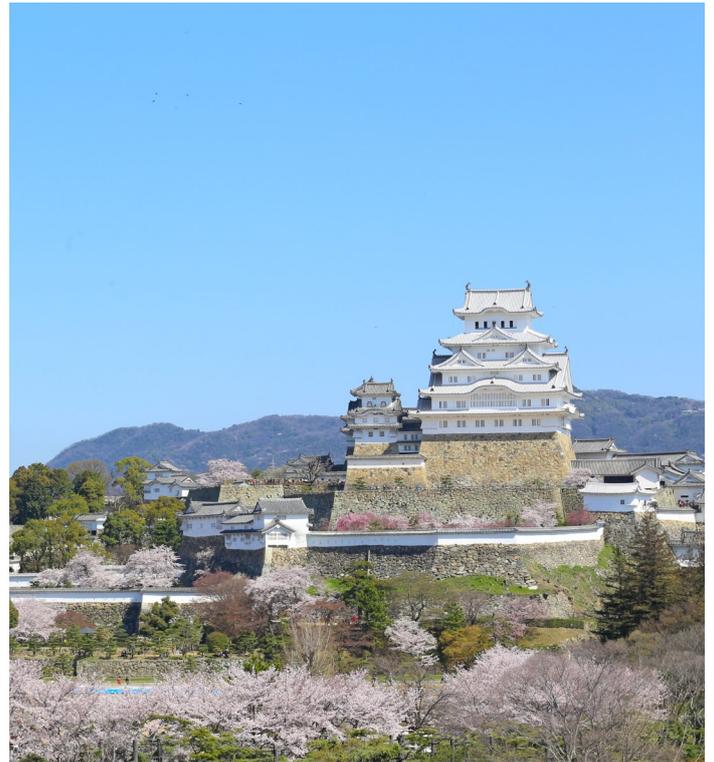


目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 景観計画区域内における行為の届出・・・・・・・・・・2
- 景観形成基準
 - 市内全域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - 大手前通り地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
 - 駅南大路地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
 - 中濠通り地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - 姫路駅北駅前広場地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
 - 野里街道地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
 - 姫路城周辺風景形成地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 届出等の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
- デザイン事前協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
- 特例基準緩和制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 携帯電話基地局の設置に関する指導指針・・・・・・・・・・15
- 土地に設置する大規模な太陽光
 - 発電設備に係る景観の届出について・・・・・・・・・・15
- 景観形成支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
- 違反者に対する処分等・罰則・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
- 色彩について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18



はじめに

姫路市は、美しい山河、穏やかな瀬戸の海、肥沃な播磨平野などの豊かな自然を背景に、世界文化遺産・姫路城をはじめとする歴史・文化を継承しつつ、播磨地域の中核都市にふさわしい快適な住環境、活力ある商工業を育ててきました。それらが調和した景観は、市民の愛着と誇りを育むとともに、観光客など来訪者を惹きつける魅力の源泉ともなっています。

こうした姫路らしい景観の形成を図るため、姫路市では昭和62年に姫路市都市景観条例を制定し、都市景観に関する施策の基本となる事項を定めています。また翌年にはこの条例に基づき、本市の景観形成のマスタープランとなる姫路市都市景観形成基本計画を策定し、「愛着、親しみ、誇りを感じる美しいまち」の実現に向けて各種の施策を進めてきました。

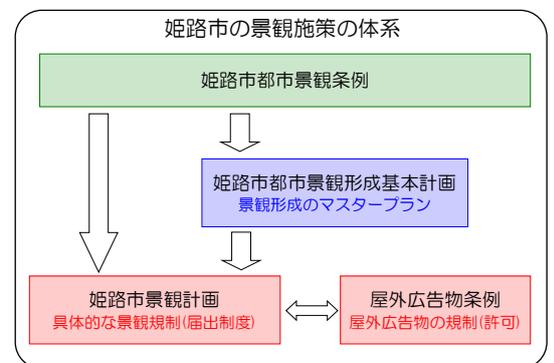
その後、国宝姫路城の世界文化遺産登録（平成5年）、景観法の施行（平成16年）、周辺4町との合併（平成18年）など、姫路市の景観施策を取り巻く環境が大きく変化したため、平成19年に姫路市都市景観形成基本計画を改定しました。

また同年には景観法及び姫路市都市景観条例に基づき、姫路市景観計画を策定し、届出制度による具体的な景観規制を行っています。

さらに平成26年には、建築物や工作物のデザイン等について、よりきめ細かな助言・指導を行うことができるようデザイン事前協議制度を導入し、良好な景観形成のための制度の一層の充実を図っています。

景観計画は、姫路らしい景観を市民・事業者・行政等の参画と協働により、まもり・そだて・つくり・いかすことで、良好な景観を形成し、将来に引き継いでいくことを目的としています。

このガイドラインは、景観計画等により定められた建築行為等に対する規制や届出等の制度についてまとめたものです。また届出等を要しない場合でも、景観に関わるすべての方に、よりよい景観形成に向けた取り組みの参考としていただけることを期待しています。



姫路市の景観形成のあゆみ

昭和62年	都市景観条例の制定
昭和63年	都市景観形成基本計画の策定
平成5年	姫路城が世界文化遺産に登録
平成16年	景観法の施行
平成18年	1市4町合併
平成19年	都市景観形成基本計画の改定
	景観計画の策定
平成26年	デザイン事前協議制度の導入

姫路市では、市内全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成に関する方針を定め、その実現のために、一定の建築行為等を制限する基準を設けています。

また、重点的に景観形成を図る区域として、都市景観形成地区・歴史的町並み景観形成地区・風景形成地域を定め、区域の景観特性に応じた規制誘導を行っています。



重点的に景観の形成を図る区域

(1) 都市景観形成地区

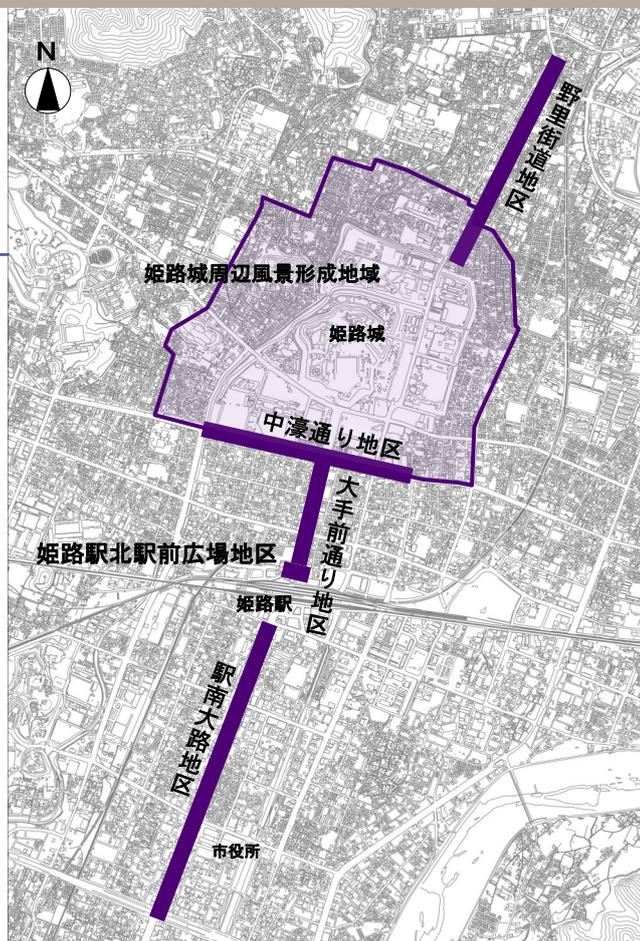
- ・大手前通り地区
- ・駅南大路地区
- ・中濠通り地区
- ・姫路駅北駅前広場地区

(2) 歴史的町並み景観形成地区

- ・野里街道地区

(3) 風景形成地域

- ・姫路城周辺風景形成地域



景観計画区域内における行為の届出

市内で、一定の建築行為等※を行う場合は、あらかじめ景観法及び姫路市都市景観条例に基づく届出が必要です。

※一定の建築行為等・・・新築（新設）、増築、改築、移転、
外観を変更することとなる大規模な修繕・模様替、色彩の変更

届出対象物件

区域	対象物件	
	種類	規模（いずれかに該当するもの）
都市景観形成地区 歴史的町並み景観形成地区	・建築物 (建築基準法第2条第1号に規定する建築物)	・全ての規模
	・煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ・街灯、照明灯等その他これらに類するもの	・全ての規模
	・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・全ての規模
	・橋りょう、こ線橋等	・全ての規模
風景形成地域 その他市内全域	・建築物 (建築基準法第2条第1号に規定する建築物)	・高さが12mを超えるもの ・建築面積が1,000㎡を超えるもの
	・煙突、高架水槽、擁壁、昇降機、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で屋外広告物を除くもの ・垣、さく、塀、門その他これらに類するもの ・街灯、照明灯等その他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体になって設置される場合は、高さが10mを超え、かつ、建築物の高さとの合計が15メートルを超えるもの ・その敷地の用に供する土地の面積が1,000㎡を超えるもの
	・高架道路、高架鉄道、横断歩道橋等	・地上からの高さが5mを超えるもの
	・橋りょう、こ線橋等	・幅員が10mを超えるもの ・延長が30mを超えるもの

これらの建築物・工作物等を「大規模建築物等」と呼びます。

※通常の管理行為・軽易な行為・非常災害の応急措置、地下に設けるもの・仮設の工作物・重要文化財・史跡名勝天然記念物・屋外広告物等は届出の対象外となります。（詳しくはまちづくり指導課までお問い合わせください。）